

ジョン・P・ハンフリーと「世界人権宣言」の淵源

アラン・J・ホビンス

栗原淑江 訳

はじめに

世界人権宣言は、人権についての最終的な言葉でもなければ、それをめざしたものでなかった。実のところ、それは最初の言葉、すなわち出発点であった。ここにはじめて、国際法において諸個人が認知されるべきだとされたのである。二十世紀後期の現在の視点から見れば、この文書は多くの理由で批判されうるだろう。とくに、西洋的な人権観に焦点を当てており、第三世界の社会の独特の価値観を考慮していないという点で批判され

る。もちろん、そうした見解は妥当であろう。しかし、そうした見解は、世界人権宣言を非難するものではなく、むしろ指針であると考えられるべきである。人権といったダイナミックな分野では、つねにわれわれの理解力を洗練させ、拡大させる必要があるという指針である。世界人権宣言は、人権の発展において、中核的な文書であり続けている。

短所がいろいろあげられるにもかかわらず、世界人権宣言は人類の至高の希望を表わすものと認められており、国際連合のもっとも偉大な業績の一つである。世界

人権宣言は、さまざまな哲学が存在する世界にあつて、西欧で重んじられる市民的権利や政治的権利だけでなく、他の諸社会で重要とされる社会的権利、経済的権利、文化的権利も盛り込むことによって、ある程度の普遍性を獲得した。こうした二元性が、硬直した戦後の状況下で受け入れられたことは、注目すべきことである。当時、主要な大国、とくにアメリカ合衆国とソ連は極端な立場を取っており、妥協点を見出すことは困難だったからである。

世界人権宣言の採択は、政府や非政府組織あるいは個人といった、数千人の人々の献身的な努力のたまものである。彼らは、さまざまなテキストについてコメントし、さまざまな立場を主張した。それらのすべてが、最終的な文書の創出に貢献した。しかしながら、世界人権宣言が二元性をもったことは、当初から両方のタイプの権利が草稿に含まれていた事実にも負うところが多い。したがって、その二元性に関する謝辞は、世界人権宣言の最初の草稿起草した人物に与えられるべきだろう。その人物とは、ジョン・ペーター・ハンフリー (John Peters Humphrey) である。

本論文では、ハンフリーの生涯に焦点を当て、両方のタイプの権利を主張するように彼を仕向けたのは何だったのかを示すとともに、彼が最初の草稿の起草者となった要因についても明らかにしたい。最初の草稿から採択までの世界人権宣言の歴史をカバーすることになるが、ハンフリー以外の主要な立役者たちの役割と影響についても検討したい。そうすることによって、世界人権宣言が、採択以来少なくとも三十年間にわたって世界のいくつかの政府には評判がよくなかった理由も示すことができるだろう。

ハンフリーの生い立ちと学生時代

ジョン・ハンフリーは、一九〇五年、カナダのニュー・ブランズウィック州ハンプトンに生まれた。ハンプトンは、セント・ジョンからおよそ三十マイル離れた小さな田舎町である。父のフランク・モンマス・ハンフリー (Frank Monmouth Humphrey) はセント・ジョンで靴製造工業で成功していた。ジョンには姉と兄が一人ずついた。

彼の生活は理想的なものに見えたが、子ども時代にくつつかの個人的な悲劇が彼を襲った。まず、一九〇六年に父親が癌で亡くなり、ハンフリー家もついていた会社がおじの手に渡ったのである。しかし、当時にはめづらしいことだが、父フランクが生命保険をかけていたため、家族が貧困に突き落とされることはなかった。次に、ジョンが六歳のとき、誕生日に贈られたインディアンの衣装が燃えて、左の腕にひどい火傷を負った。当時はまだ抗生物質が開発されていなかったため、その腕が直ることはなかった。数カ月後、彼の腕は肩のところで切断された。

さらに一九一六年には、母親も癌のために亡くなった。その頃、姉のルースはハンプトンから八百マイル離れたモントリオールで教師をしており、兄のダグラスはすぐに学校をやめて、モントリオールの投資会社に働きに出た。こうして、両親を亡くした片腕のハンフリーは、十一歳でたった一人で世界に残されたのである。

ハンフリーにはニュー・ブランズウィックに多くのお

じやおばがおり、彼らはみな大家族で暮らしていた。それで、彼にとって最善の道は、一年のほとんどを全寮制の寄宿学校ですごし、休暇の間は親戚のどこかの家に滞在することであった。そのために選ばれた学校はロゼセイ・カレッジであった。この学校は一八七七年に創立され、イギリス的な模範を残していた。

今世紀の前半にあつては、そうした施設での生活は必ずしも愉快で楽しいものではなかった。とくに片腕の孤児にとつてはそうであった。仲間の生徒たちは、子どものつねとして、障害をもつ彼を残酷かつ無慈悲にからかった。彼も意地が悪くなり、何度も取っ組み合いの喧嘩をしたが、いつも負けてしまった。学校当局は、喧嘩をする彼をしつけの点で問題があると考え、矯正しようとしてしばしば体罰を加えた。ハンフリーは学校がいやでいやでたまらなくなり、ロゼセイ・カレッジから自分を連れ出してくれるよう姉にあてて何度も手紙を書いた。しかし、姉ルースは彼の後見人ではなかったので、何もしてあげることができなかった。

ロゼセイ・カレッジの目的は、生徒たちに「マッギル

正規試験」を受ける準備をさせることであった。その試験に受かると、カナダのどの大学にも入学できる資格を得られるのである。その試験は、十七歳で受けることになっていった。ハンフリーにしてみれば、それはロゼセイ・カレッジに六年間とどまることを意味したが、彼はそれを我慢することはできなかった。

姉が何の力にもならなかったたので、ついにハンフリーはこの問題を自ら解決することにした。友人の兄の助けを借り、ニュー・ブランズウィック大学の入学試験のために個人的にひそかに勉強を始めたのである。その試験は地方の公立学校の卒業生のために制度化されたもので、ニュー・ブランズウィック州の諸大学への入学を許可するものであり、何歳でも受けることができた。ロゼセイ・カレッジでは習っていない科目もあったが、彼はどうか十五歳で州の試験に合格し、ニュー・ブランズウィック州サックヴィルのマウント・アリソン大学に入学することになった。

ロゼセイ・カレッジを去ることを彼は喜んだ。しかし、そこで受けた教訓は、彼の全生涯にわたって影響を与え

つづけた価値のあるものであった。彼がそこで学んだことは、不正に対しては激しく怒ることであり、それでもその怒りはコントロールされる必要があること、積極的な行動に向けられる必要があることであった。また、彼がカレッジでのむなしい闘争で学んだことは、力というものは、いかに正当化されようと問題を決する手段ではないということ、勝利した側が勝ち誇るべき保証ではないということであった。

さらに、仲間の生徒たちに残酷な扱いを受けたことから学んだことは、個人はときには社会から危害を受けないように保護される必要があるということであった。最後に、教師たちの反応から学んだことは、高い権威の座にある者が必ずしもその立場ゆえに正しいというわけではないということ、また、彼らはしばしば暴虐な行いを行いうるのだということ、それには抵抗すべきだということであった。こうした教訓は、ハンフリーが世界人権宣言の最初の草稿起草したときにもまだ影響していたのである。

ハンフリーは十五歳と非常に若かったため、マウント

・アリソン大学での日々を有効に生かせたとはいえなかった。新たに見出した自由を喜ぶのみで、学問的な作業にはほとんど注意を払わなかったのである。そのため二年後には落第の危機に陥り、その夏にモントリオール姉を訪ねている。ところが、モントリオールがすっかり気に入った彼は、銀行業界に入ってほしいと願う後見人を説き伏せ、マッギル大学の商学の授業に出席する許可を得た。その学位がビジネス・キャリアにとって強みになるからである。彼は、政治学者や、よく知られたユーモア作家ステファン・リーコック(Stephen Leacock)の講義は好んだが、会計学のような専門の商学コースはあまり楽しく思わなかった。

一九二五年に商学の学位を受ける頃には、ハンフリーは実業界には進まない決心をしていた。成年に達したので、もう後見人の承認を得る必要もなかった。彼は政界に入りたいと望み、そのためには法学の学位を取ることがもつともふさわしい学問的経歴になると考えた。当時、ケベック弁護士協会は、ロー・スクールへの志願者は文学士号をもっていることを要請していたのであ

る。オンタリオのロー・スクール(ケベックと同じ条件は設けていなかった)に行こうかどうか迷ったあげく、ハンフリーはステファン・リーコックにこの問題を持ちかけた。リーコックが提案した道は、文学士号と法学士号を同時に取得できるように課外講義を受けるというものであった。ハンフリーはこの課外講義に真剣に専念し、三年半後には文学士号(一九二七年)と法学士号(一九二九年)の両方取得することができた。さらに、第四番目の学部から四番目の学位を与えられた。一九四五年の博士号であるが、これはマッギル大学の歴史の中でも特に卓越した快挙であった。

法律家・政治家としての活動

ロー・スクールでの勉強量がますます増大するにもかかわらず、ハンフリーはよく頑張り、その年の第二位の成績を得て修了した。これにより、彼はマクドナルド海外旅行奨学金を獲得することができた。この奨学金は、フランス語を学ぶためにフランスで一年間過ごさせてくれるものであった。現在もそうだが、当時においても、

ケベックに住む法律家にとって二カ国語ができることは大きな強みであった。ハンフリーが学生として働いていたウエシナイト、エルダーとマクドウガルの法律事務所は、彼がフランスから帰国するまでその地位を保っておくことに同意してくれた。彼としては、帰国後二、三年間はその法律事務所で働き、その間に政治の分野でしだいに活動していくことになるだろうともくろんでいたのである。

彼は保守的な気質をもっていたが、それにもかかわらず自由党に加わろうと決めていた。自由党には彼のような経歴をもつ人物はまれだったので、他の党に入るよりも目立つだろうと考えたのである。一九二九年の夏にフランスに向けて船に乗り込んだとき、彼の将来ははつきりとした輝かしいものと思われた。そう感じられたのは、それまでの長い年月の中で初めてのことであった。

さて、海に出た第一日目の夜、ハンフリーはジャンヌ・ゴドリュウ (Jeanne Godreau) というフランス系カナダ人の女性と出会う。そして、ヨーロッパがしだいに近づいてくる四日間のうちに、彼女に結婚を申し込んだ。

識人で、後に詩人としてまた憲法学者として名声を博した人物である。スコットは、「協同連邦党 (the Cooperative Commonwealth Federation)」——現在の新民民主党 (the New Democratic Party)——の知的前身である「社会再建のための連盟 (the League for Social Reconstruction)」の共同創設者であった。ハンフリーはこの連盟に加わり、それまでの政治的大志をすぐさま捨てて社会主義者になった。

彼がもつとも重要だと考えたことは、政府が、そのコントロールをまったく超える大恐慌のような状況から人々を保護するために、社会的な安全組織、一種の福祉国家を責任をもって作り上げるべきだということであった。彼は、終生この原理に忠実であった。しかし当時、北米で社会主義者であるということは、あらゆる実目的な目的にもかかわらず、有意義な政治的キャリアの終わりを意味していた。この大恐慌の体験に基づいたハンフリーの信念、すなわち政府は諸個人を社会的・経済的浮沈から守る責任があるという信念が、後に彼が世界人権宣言の草稿に社会的・経済的権利を組み込んだ主な理由

直ちにではなかったが、結局彼は受け入れられ、このカップルは九月にパリで結婚した。ハンフリーのフランス語が流暢になったのは、勉強をしたからだけでなく、この結婚のためでもあったのである。フランス語が流暢だったことは、彼の人生にとって非常に大きな強みとなった。実際、そのために国連での地位を得ることができた。海外を旅行している間に父の保険金は底をついたが、今までその保険金によってずっと教育費がまかなわれてきたのであり、今や彼の将来は安定し保証されたものに思えた。

一九三〇年夏、新婦を伴ってフランスから帰国したとき、ハンフリーはモントリオールには戻らなかった。国を留守にしていた間に、ニューヨーク株式市場は急落し、大恐慌が始まっていた。道路は仕事を探す腹を空かせた失業者たちであふれた。ハンフリー自身はよい仕事に就いて安定していたけれども、至る所で目につく人間の苦悩は彼を悩ませた。

そうこうするうちに、彼はF・R・スコットという大学院生と知り合いになった。彼は社会主義思想をもつ知

であった。

一九三六年、マギル大学で国際法とローマ法を教えていた法学部長パーシー・コルベット (Percy Corbett) が、健康上の理由から引退すると発表した。ハンフリーは彼に説き伏せられ、学部に加わってその科目を引き継ぐことになった。その際、ハンフリーは、一年間フランスでローマ法を研究するためのカーネギー奨学金を得ることを取り付けた。この間、彼はドイツとイタリアを旅行し、ファシズムを直接的に観察した。カナダの社会主義者たちは、ソ連で起こったことを賞賛していたけれども、トロツキーとの断絶以降のスターリンの行き過ぎには幻滅するようになっていた。

ハンフリーは、ヨーロッパで直接的に観察したことで、ソ連で起こったことに関する報告から、あらゆる形態の全体主義的政府を拒否し、個人を国際法において保護する必要性を認識するようになった。カナダに帰国するやいなや、彼は社会主義活動から引退した。というのも、フランク・スコットを含めたカナダの社会主義者たちが国内ばかりを見ていて、カナダの諸問題だけに焦点

を当てていることに気づいたからである。⁽¹⁾ 彼は、国際的なレベルで行動を起こす必要があると感じていた。

ハンフリーは、国外に高い関心を寄せていたが、カナダの諸問題にも関心をもちつづけていた。国家が統合されていないことに、彼は悩まされていた。社会的安全のための組織が欠けていることや、ケベック州以外に住むフランス系カナダ人が十分な扱いを受けないことは、それが原因であると考えたのである。

彼はフランス語圏の人々と交際することができ、とくに事業家であるエミール・ヴァヤンクール(Emile Vaillancourt)と親交をもつようになった。第二次世界大戦中、ヴァヤンクールとハンフリーは、小説家ヒュー・マクレナン(Hugh MacLennan)とともにカナダ放送協会の全国ネットワークで一連のラジオ放送を行い、二カ国語・二文化併用の社会民主主義的政治体制国家の創設によってのみ統一が達成されるだろうという、彼らの理論を広く主張した。当時、彼らに共感する者はほとんどいなかったが、実際にはそれ以来、彼らの提唱がカナダの政治制度に組み入れられてきたのである。

ハンフリーとヴァヤンクールとの親交は、もう一つの副産物を生んだ。ハンフリーは、ヴァヤンクールを通して、フランスの亡命生理学者アンリ・ロジエ(Henri Laborit)と知り合ったのである。ロジエは、占領されたフランスを逃れ、一九四〇年にアメリカ合衆国にたどり着いていた。彼は英語を一言も話さなかったため、「フランス語だけですむ」モントリオール大学の教職に就いた。彼が北米の英語圏で接触した唯一の人物がハンフリーであり、二人は強い友情で結ばれるようになった。ロジエは、一九四四年に、アルジェ大学学長に就くために解放されたフランスに帰国したが、その際、次の春にハンフリーに名誉学位を授与するよう取り計らった。しかしながら、この親交は、のちにさらに重要な影響を及ぼすことになる。

国連人権部へ

——「世界人権宣言」の起草

第二次世界大戦が終結したとき、国連は精力的に活動を開始した。その任務の一つは、「国際人権章典(Intern-

national Bill of Rights)」を制定することだと考えられた。

この時点まで、国際法は諸国家だけを認知し、諸個人のことは認知していなかった。しかしながら、戦時にくつかの政権が行き過ぎを行ったことが、個人を保護する法の展開が必要であることをはっきりさせた。それで、国連経済社会理事会(ECOSOC)は人権委員会(Human Rights Commission)を組織し、最初の任務として「国際人権章典」の起草を委託したのである。

同時に、国連事務局は、委員会の作業を援助するために人権部(Division of Human Rights)を設置した。ジョン・ハンフリーは一九四六年八月にこの部門の初代部長に就任し、一九六六年に引退するまで二十年間その地位にあった。他の多くの適任者もいたが、二カ国語をあやつる国際弁護士であるハンフリーが十分適任であったことは間違いない。彼はまた、表面上は適任に見える他の候補者たちにはない特別の資格を持っていた。アンリ・ロジエとの親交である。ロジエは、その年の初め、社会問題副事務局長に指名されており、人権部部長の直接的な監督者であった。ロジエがハンフリーをその地位に就

任させようとしたのは驚くべきことではない。

人権委員会は、一九四七年一月に初会合をもった。エレン・ルーズヴェルト(Eleanor Roosevelt)アメリカ合衆国が議長に選出され、P.C.チャン(P.C.Chan 中国)が副議長、チャールズ・マリク(Charles Malik レバノン)が報告者に選出された。委員会は執行部に、事務局の助けを借りて、次の会合で検討するための人権宣言の草稿を準備するように依頼した。ルーズヴェルトは、ワシントン・スクウェアにある彼女のアパートメントで執行部とハンフリーに会い、お茶を飲みながら世界人権宣言プロジェクトについて議論した。この集まりは「起草グループ」として知られるようになった。

議論は広範囲にわたったが、最終的には、委員会で検討するための草稿の作成をハンフリーに依頼することを決めた。ハンフリーは二月から三月初めにかけて、時々コメントをもらうためにルーズヴェルトに見せながら、テキスト作成の作業を行った。彼は、資料として、人権に関する十くらの既存の宣言や法案を用い、また委員会や事務局にすでに提出された多くの文書を用い

た。彼はまた、広く自身の人生での体験にも頼った。最終的な草稿が完成したのは、三月十五日であった。

こうした活動が行われている間、人権委員会のフランス代表とロシア代表は、委員会が執行部と行ってきた取り決めは草稿作成の過程で自分たちを事実上切り離してきたのではないかと気づきはじめた。フランス代表のルネ・カサン(René Cassin)は、大西洋を横切るために遅れて到着し、その取り決めがなされた際にも出席さえできなかったため、とくに狼狽したと主張した。こうした主張がなされたのは、カサンが、自分自身が世界人権宣言の最初の草稿の著者であると主張したときであった。しかし、それはまったく事実ではない。⁽²⁾

委員会は、三月半ばにはもう会合をもたなかったの
で、フランス代表とロシア代表は草稿の取り決めをめぐり経済社会理事会の議長に不満を訴えた。この時点で、エレノア・ルーズヴェルトは経済社会理事会議長に手紙を書き、フランスとソ連の代表を含む八人からなる起草委員会を結成するつもりであり、六月には会合が開かれるだろうと述べた。人権委員会の議長にはそうした起草

言からなるこの文書は、「事務局によるアウトライン(事務局草案)」として知られるようになる。⁽³⁾

起草委員会が六月に会合をもった際、ハンフリーはさらに三つの文書を提出したが、強情を張ってそれらすべてのタイトルに「アウトライン」の文字を入れていた。これらの一つで「資料をつけたアウトライン(Document-ed Outline)」と呼ばれる文書は、「事務局によるアウトライン」に示された四十八箇条のための資料を示す、四〇八ページにわたる補助文書であった。⁽⁴⁾

カサンは、後のいくつかの著作の中でこれら二つの文書を混同し、「事務局によるアウトライン」は四〇八ページにわたる文書であり、あまりに長すぎて起草委員会で議論されなかったと述べている。彼が言うには、このことが、自分が「世界人権宣言」の最初の草稿を準備するよう頼まれた理由であった。⁽⁵⁾ その後の歴史家たちがカサンの主張を受け入れたため、彼が最初の草稿の著者であると広く称されている。しかしながら、もともとこの国連文書を吟味してみると、「事務局によるアウトライン」が世界人権宣言の草稿であることは明らかなのであ

委員会を組織する権限はなかったので、彼女の発議はおそらく違法なものであった。委員会の上位団体である経済社会理事会の議長がルーズヴェルトの提案を受入れ、了承したとき、このことが問題になった。同時に議長は、事務局に、起草委員会を検討するための「国際人権章典」の「アウトライン」を準備するよう要請した。この要請は、誰が「世界人権宣言」の最初の草稿の著者かという点に関して非常に大きな混乱を招くことになった。

アウトラインを準備せよとの経済社会理事会の要請を受けたとき、ハンフリーが困惑したのは当然のことである。彼は、六週間も費やして、人権委員会の要請にに応じて世界人権宣言の草稿を準備してきた。それなのに経済社会理事会は、彼に「アウトライン」を準備するよう依頼してきたのである。ロゼセイ・カレッジ時代からかつて辛抱強い人間ではなかったので、彼はただ草稿のタイトルを「国際人権章典のための草稿……」から「国際人権章典のための草稿のアウトライン……」に変えただけで、他には何の変更も加えなかった。四十八箇条の宣

る。

「二元性」とその波紋

ハンフリーは、自分が世界人権宣言の草稿を準備したことが、人権プログラムにとって非常に重要な貢献であるとはけっして考えなかった。後に彼は、ただ自分の仕事をやったただだと述べている。それにもかかわらず、何を盛り込み、何を除外するべきかについての彼の決定は、きわめて重要であった。というのも、最終的な文書の言葉は彼が作成した最初の草稿とはかなり異なっていたけれども、構想は基本的には変わっていないからである。ハンフリーの経歴と体験が、草稿に何を盛り込むべきかを教えた。彼の悲劇的な子ども時代と西ヨーロッパでの経験は、専横的な権威当局から人々を守る市民的権利および政治的権利の根本的な必要性に目を向けさせたのであった。また、大恐慌時代の見聞と、その後の続く社会主義への関わりは、予期せぬ変遷から人々を守る社会的権利および経済的権利がきわめて重要であることに気づかせたのであった。

世界人権宣言に対するハンフリーのもっとも重要な貢献は、最初の草稿に両方のタイプの権利を盛り込んだことであった。世界人権宣言は、その普遍性と時代超越性の多くを説明しながら、最後の言い回しにまでずっとこの二元性を保っていた。同時に、こうした二元性は大きな物議をかもしものでもあった。

起草委員会が一九四七年に会合をもったとき、それ以前の文書が検討された。それらは、「事務局によるアウトライン」であり、提出資料を支える実質的な書、協定のためにイギリスが提案したもの、国際権利章典のための本来のアウトラインである。これらのテキストを分割することが決まり、カサンは「事務局によるアウトライン」を編集するよう要請された。カサン自身が「協定」に入れる方がふさわしいと考える条文はどれでも削り、世界人権宣言に含まれるべきだと考えるものは何でも加えてよいということになったのである。

カサンは、ハンフリーの助手エミール・ジロー(Emile Girard)の力を借り、一回の週末でこの作業を終えた。彼は、四十六箇条からなる草案を作り上げたが、それ

は、「事務局によるアウトライン」の順序を変更し、ハンフリーの条文のいくつかを結びつけ、さらに二つの新しい構想をつけ加えたものであった。起草委員会は、どちらの草案がより望ましいかについては何も決定せず、両方を人権委員会への最終的な報告に含めた⁽⁶⁾。

ひとたびこのレポートが公けになると、世界人権宣言が市民的・政治的権利と、社会的・経済的権利の両種の権利を盛り込むことになるだろうということが広く知られた。この点は論争的となった。なぜなら、アメリカ合衆国の有力者たちの多くは、市民的・政治的権利には賛成したが、社会的・経済的権利はたいへんな脅威であると考えたからである。それはただ単に、そうした諸権利が事業の利潤を削減させる傾向があるという理由からだけではなかった。もっと大きな理由は、彼らが、国連は敵対的なスパイたちの避難所であると強く信じ、また国連の人権プログラムはアメリカ的な生活様式を損なわせるものであると強く信じたからであった⁽⁷⁾。

「鉄のカーテン」のもう一方の側では、ソ連が、政府は労働者たちに社会的・経済的福祉の世話をするという

前提を基盤としていた。しかしながら、個人の市民的・政治的権利を認めるということは、東ヨーロッパで起こったことが示すように、プロレタリアート独裁とは矛盾した。このように、東側からも西側からも当然ともいえる反感が起こったため、一つか二つの幸運な状況がなかったならば、全体的なプロセスは行き詰まってしまっていたにちがいない。

世界人権宣言に対するアメリカの反対は、アメリカ弁護士協会および共和党に結びついた伝統的な右派の人々の間で起こった。一方、国務省は民主党のトルーマン政府によってコントロールされていた。人権問題に関する国務省の国連代表はエレノア・ルーズヴェルトであったが、彼女は正真正銘の自由主義者であり、同国人たちの反対に足を引っ張られることはなかったし、彼女の名声は十分な重みがあり影響力もあった。それで、国務省は、国内での反対にもかかわらず、世界人権宣言の最終草案を受け入れた。

ソ連もまた、スターリンの個人的な感情がどうであろうと、市民的・政治的権利という概念を公けに批判するこ

とはできない難しい立場にあった。それで、ソ連側のアプローチは受動的なものとなり、さまざまな草稿の言葉を批判したり、曖昧な手続き上の理由から投票を棄権する前にできるだけ長く議論の過程を引き延ばそうとしたりして、議事進行を妨げる手に出た。

ハンフリーは、自分で作成した草稿に社会的・経済的権利を盛り込んだけれども、国際公務員であったため、どんな問題についても自分の意見は表に現さないよう努めていた。ところが、一九四七年七月に、「アメリカ政治社会政策学会」で他意のないスピーチを行った際、知らないうちに議論に巻き込まれていった。このアカデミックな集まりで、彼は、これまでの二年間、国際法は諸国家の法であったということを説明しようとした。国際法の中には個人という概念はまったくなかったので、国連が人権プログラムで行おうとしていることは過去の実践とは徹底的に相違するものであると。ハンフリーは、実践の方向が劇的に変化したのを示すことによって、国連が「性質の大変革⁽⁸⁾」を行おうとしているのだと語ったのである。

その後、アメリカの右派が世界人権宣言を攻撃したとき、その表面上の理由は、それがアメリカ合衆国に社会主義革命を導入しようとする試みであるということであった。そして、ハンフリーは、そのスピーチの内容と、「大変革」という言葉を用いたことから、それを認めているのだとしてしばしば引用された。⁽⁹⁾ハンフリーのスピーチをこのように解釈できるのはかなりひねくれた人間だけであろう。しかし、当時はひねくれた人間があふれていたのである。

起草委員会のレポートが公けになった時点から、世界人権宣言の起草作業にかなりの遅れがみられたのは驚くべきことではない。人権委員会が世界人権宣言のためのテキストを経済社会理事会上に提出する前に、政府、非政府組織および諸個人への広範な諮問が行われたからである。経済社会理事会は、一九四八年に何度も会合をもったが、何ら結論に至ることはできなかった。同委員会は、世界人権宣言の草稿を変更しないまま、パリで九月に行われた国連総会の第三委員会に送った。

第三委員会は議論にほとんど三カ月を費やし、世界人

権宣言の各条項を承認した。それはまったく骨の折れるプロセスであった。というのも、この議論を政治的目的のために利用しようとする諸大国から反対が出ただけでなく、一つか二つの条項に疑問を感じる小国からも反対が出たからである。たとえば、ラテン・アメリカ諸国は、世界人権宣言に「ボゴタ宣言」を組み込ませようとしたが、それに失敗すると、共產主義哲学よりもローマ・カトリシズムの方が優れているという内容を盛り込むよう求めた。⁽¹⁰⁾また、イスラム諸国が強い関心を寄せたのは、世界人権宣言の中で男女両性に与えられた平等性であった。また、『コーラン』の教えに反するような背信である宗教を変える権利についても、とくに関心を寄せた。しかし、最悪だったのは、おそらく南アフリカ代表であったろう。一年以内にアパルトヘイトを立法化しようとしている新政府から指示を受けた彼らは、人種によって権利の度合いを変えるよう勧告したのである。

こうしたさまざまな異議や深刻な意見の相違があったことを考えれば、第三委員会が一九四八年十二月七日の早朝に投票を行ったとき、わずかな棄権と反対ゼロで世

界人権宣言の最終草案を採択できたのはまったく驚くべきことである。このテキストは国連総会に提出され、一九四八年十二月十日に採択された。ここでも、いくつかの棄権があっただけで、反対はゼロであった。多くの人々が長い期間求めてきた夢が現実となり、人類は世界人権宣言をもったのである。

「世界人権宣言」採択とその功労者

世界人権宣言は非常に多くの人々の努力のたまものである。その創出にあたっては誰か一人が称賛されるというものではない。事実、ハンフリーは、「世界人権宣言」の普遍性は、個々人の貢献を認めるといふ要請を超えるものと考えた。彼は述べている。

「世界人権宣言は、ジェファースンが『アメリカ独立宣言』の父であったというような意味での父はもたない。人権委員会で、起草委員会で、女性の地位委員会で、二つの小委員会で、特別機関で、各国の政府部局で、非政府組織で、非常に多くの人々がこの最終的な成果に貢献した。世界人権宣言に偉大

な威信と権威を与えるものは、まさにこうした匿名性なのである⁽¹¹⁾と。

ハンフリーのこうした判断は支持できるものであるが、最終的な採択に至るまでに多大な影響を与えた何人かの人物がいたのもたしかである。

エレノア・ルーズヴェルトが重要であるのは、彼女が国連の人権活動に夫の名前がもつ大きな権威を持ち込むとともに、彼女自身が北米や他の国々で行った活動がその権威に高い評価を付け加えたからである。彼女は法律の専門家ではなかったが、保守的な社会にあって、自由主義の精力的な提唱者であった。アメリカ合衆国の人々の多くは、世界人権宣言の中の社会的・経済的権利にかなり敵対的であった。実業界が失業保険や国家による健康管理といった考えに反対したのも驚くべきことではない。それらのための資金は、ある程度、法人税から調達され、利潤を減少させたからである。

しかし、もっと強力な反対は共和党の法律・政治サークルから起こった。世界人権宣言は国家の安全保障への脅威であると受け取られたのである。一九四八年にアメ

リカ弁護士協会の会長であり、「国連による平和と法のためのアメリカ弁護士協会」のメンバーでもあったフランク・E・ホルマン(Frank E. Holman)は、国連の人権プログラムは「共産主義ではないにしても、国家社会主義」を打ち立てようとする試みであると述べたが、こうした意見は珍しいものではなかった¹²⁾。

それでも、民主党がホワイトハウスと国務省をコントロールしている限り、エレノア・ルーズヴェルトは国連におけるアメリカの人権問題のスポークスマンであり、自国人の疑念や不安にもかかわらず、世界人権宣言の策定に関わったのである。アメリカ合衆国が第三委員会と国連総会で世界人権宣言に賛成票を投じるにあたり、ルーズヴェルトが果たした役割は非常に大きなものがあった。

人権委員会の副議長で、国連の中国代表の一人であったP.C.チャンの役割はあまり目立たなかったが、見過してはならない。人権委員会の執行部がハンフリーに最初の草稿を準備するよう依頼したとき、チャンがハンフリーに提案したことは、草稿の作成に取りかかる前に半

年間ほど極東を訪れて儒教を学ぶようにということであった。これは冗談のようなものだったが、チャンは、ハンフリーの草稿が書かれる以前に、すでに予想される主要な問題の一つを理解していたことになる。彼は、ハンフリーが、以前に書かれたもっぱら西欧的でユダヤ・キリスト教の原理に基づく文書を参考にして、自分の案を書くことを知っていた。そうした概念は、出発点としては何らさしつかえはない。しかし、それ以外の社会制度の価値観も認めなければ、世界人権宣言は普遍的にはならないのである。

起草作業が進む間、世界人権宣言の諸条項をめぐる国家間で議論がなされた。各国代表たちが絶望的に行き詰まりそうになると、チャンは、しばしば東洋の哲学を引用しながら自らの見解を語り、各々の相違点を説明した。彼は、代表者たちに、相違点の真つ只中でいかに共通の基盤を見出すかを理解させ、他の誰よりも世界人権宣言の特質を普遍的なものにしていたのである。

人権委員会の第三のメンバーは、レバノンのキリスト教徒である報告者、チャールズ・マリクであった。彼

は、ほとんどの問題の答えは聖トマス・アクィナスの著作の中にあると考えていた。マリクが起草過程で果たした重要性は、彼の思想にはなく、むしろその立場にあった。彼は、一九四八年当時、人権委員会の報告者であっただけでなく、国連総会の第三委員会の議長であり、経済社会理事会会長であった。彼は、これらの団体、とくに第三委員会に世界人権宣言のテキストを承認させるための活動を完璧に行った。第三委員会は通常は一日二回の会合を開き、三カ月の間に会合は百八十六回にもあった。マリクは、代表者たちがいやがることなく作業ができるよう配慮し、一九四八年十二月七日の早朝までにはその作業を完成させた。ハンフリーはこのことを、後に次のように日記に記している。

「一九四八年十二月七日

昨日もまた、深夜まで委員会が行われ、ようやくベッドに入ったのは三時半だった。しかし、私たちはついに世界人権宣言——今やそう呼ばれるだろう——を採択した。反対票はゼロであったが、七カ国が棄権した。東欧六カ国とカナダである。カナダが

棄権したことにはとても驚いた。しかし今は、世界人権宣言が国連総会の全員出席の会議に提出されれば、カナダは棄権しないことがわかっていて、投票の後、カナダの代表者に憤りをぶつけてしまったとき、私は国際公務員であるという特権を超えてしまったのではないかと心配している¹³⁾。」

他にも、ルーズヴェルト、チャン、マリクにはほぼ匹敵する貢献をした重要な人々もいた。すぐれた雄弁家であるルネ・カサンは、世界人権宣言の実効力ある提唱者であり、さまざまな下部団体で多くの立場を買って出た。彼の貢献が認められたのは、一九四八年夏に人権委員会の第二代副議長に指名されたときであった。また、チリの外交官で人権委員会のメンバーであったヘルマン・サンタ・クルス(Herman Santa Cruz)は、ラテン・アメリカ諸国という強力な重要なブロックが「ボゴタ宣言」への言及を組み入れさせようとして反対されたときにも、彼らが起草のプロセスを脱線させないように説得した。他方、世界人権宣言がイスラム教への背信を認めているように見えるからといって、イスラム諸国が最終投票を

棄権するようなことがないように説得したのは、パキスタンの外務大臣サー・ムハンマド・ザフル・カーン(Sir Muhammad Zafrulla Khan)であった。多くの人々の中でも、とりわけこれらの人々は、世界人権宣言闘争におけるキー・パーソンだったのである。

第三委員会でのカナダの棄権の背景

世界人権宣言の採択には反対票がなかったが、各国がこの文書に肯定的だったと考えるのは誤りだろう。すでに述べたように、アメリカ合衆国では世界人権宣言に反対する感情が強かったし、ソ連ブロックは明らかにこの文書を無視しようとしていた。世界人権宣言に対するこうしたアンビヴァレンスは、ハンフリー自身の国であるカナダにみられた感情を検討するとよくわかる。

カナダは長い間、国連の活動を支援してきたという名声を博してきたし、一般にアメリカ合衆国よりもリベラルであると考えられている。しかしカナダは、すでに述べたように、第三委員会で棄権することについて、かなり種々雑多な感情を抱いていたのである。カナダが棄権

したことは、ハンフリーには大いにショックであった。彼はそれ以後、国連の人権プログラムにおけるカナダの役割をけつして肯定的に考えることはなかった。カナダが棄権した理由をさらに詳しく検討することは意味がある。なぜなら、カナダの見解は西欧の他の政府の見解を反映しているからであり、それらの政府がなぜ世界人権宣言にあまり情熱的ではないのかを解明するのに役立つからである。

カナダが棄権した公けの理由は、カナダが連邦国家であるため、カナダでは州の司法権に属する教育のような諸権利に連邦政府が賛成票を入れることはできないと考えたことであった。このような「理由」は、当時は説得力のあるものではなく、その後、それ以外の要因が働いていたことが明らかになってきた。カナダには、「世界人権宣言」に対する強力な影響力のある敵対者がいたのである。

フランク・ホルマンは、提出された世界人権宣言に反対して共にロビー活動ができる方法について議論するために、同じような考えをもつカナダ人、ジョン・ハケッ

ト(John Hackett)に一九四八年に何度か会っていた。⁽¹⁴⁾ハケットは、カナダ弁護士協会の会長であっただけではなく、議会のメンバーでもあり、前年の国連へのカナダ代表の一人でもあった。ハンフリーは、世界人権宣言が採択された後に北米に戻ったとき、ハケットの反対が採択に有害であったという確証を得た。彼は、日記に次のように記している。

「一九四八年十二月三十一日 金曜日

カーライル嬢はカナダ外務省の情報高官であり、パリでカナダ代表と一緒であった。彼女がいうには、カナダで世界人権宣言反対のキャンペーンの先頭に立っていたのは、カナダ弁護士協会会長のジョン・T・ハケットであると。私が知りたいのは、カナダ弁護士協会が、最初からこのプロジェクトに反対して戦っていたアメリカ弁護士協会に影響されていたのかどうか、あるいはどの程度影響されていたのか、ということである。⁽¹⁵⁾」

国連総会で、カナダは世界人権宣言に賛成する投票をした。ハンフリーは、こうした変化が世界人権宣言への

信念によるものであるとは信じなかった。むしろ、ソ連ブロックや、サウジアラビア、南アフリカといった、棄権をした国々の仲間と思われなくなかったからだと考えたのである。

実際、ハケットたちがカナダで行った反世界人権宣言キャンペーンは、かなり効果的なものであった。新聞さえも、世界人権宣言についてほとんどよいことを書かなかった。モントリオールの『ガゼット』紙の社説は、世界人権宣言を「ピンク色の(左翼がかった)紙の上の人権」としてカテゴリー化した。社会的・経済的権利を盛り込むことは、共産主義あるいは社会主義の陰謀だというのである。ハンフリーは、友人であるニック・カヴェル(Nick Cave)への手紙の中で、これらの問題についての彼の考えを説明している。⁽¹⁶⁾カヴェルは、カナダ国際問題研究所の事務局長であった。

「カナダ代表が態度を変え、国連総会の全員出席の会議で世界人権宣言に賛成の投票をしたとき、私はとてもうれしく思いました。国際公務員としては、私だけでなくカナダ人として語るとすれば、カナダが最終投

票で棄権でもするようなことがあれば、大きな悲劇だったでしょう。

ところで、私の友人が昨日、一月十七日付けの『モントリオール・ガゼット』紙の社説を送ってくれました。これはあなたも読んだほうがよいと思います。社説の敵意は、ピンク色の（左翼がかった）紙の上の人権^①というタイトルに表れています。この編集者は、私がおよそ二年前にミシガン大学で行った講演で述べたことを脈絡もなくあげつらうことによつて、私を議論に引つ張り出そうとしています。私は聴衆たちに、国連の人権プログラムの革命的な性格を印象づけようと思いました。そのプログラムは、過去においてはつねに国際法の領域外で考えられてきた国際的な監督管理といったようなものを、国家と市民たちの間に打ち立てようとしていただけです。

『ガゼット』の編集者は、「革命的な」という言葉に飛びつき、世界人権宣言は個人の伝統的な政治的権利だけでなく、より新しい経済的・社会的権利も

リストに入れているという批判とそれを結びつけて、不当に利用したのです。もし私が、国際公務員ではなくフリーな立場にあったならば、その社説全体に異議を唱えただろうと思います。しかし、もちろん私は、この手の論争に巻き込まれるわけにはいかないのです。

カヴェルは返信で、その新聞の態度についてはまったく驚いていないと述べ、世界人権宣言に対する実業界の反対についての彼の考えを詳しく記している。

「あなたがおっしゃった『ガゼット』紙の社説の」
全般的なアウトラインは、私を脅かすものではありません。カナダの保守的なサークルでは、人権法についてはかなり懐疑的です。実際、カナダの実業界の立役者の多くは、——彼らが誠実ならば——本当は人権や個人的自由のいかなる拡張も望んではないのです。彼らが一度でもそれについてじっくり深く考えたことがあるのかどうかは疑問です。しかし、彼らがほとんど潜在的に反発する理由は、彼らが権力を持ち安寧であるということと、その権力と

安寧が大衆の人権と自由が拡大することによつてある程度脅かされるということです。とくに、労働組合の分野で彼らはそれをもっとも強く感じています。」

カナダが第三委員会で棄権したのは、「連邦」対「州」の司法権に関する混乱によるものではなく、むしろ政府が論争的になるようなスタンスを取りたくなかったことや、世界人権宣言に反対する強力なロビーと対立したくなかったことからきていたことはまったく明白であると思われる。^② 実際、カナダが国連の人権プログラムを是認し、自前の人権立法を展開させるには、一世代くらい過ぎなくてはならないだろう。また、アメリカ合衆国は、社会的・経済的権利に関する協定にはまだ署名をしていない。

おわりに

世界人権宣言を受入れ、支持するのを困難とする政府が、いまだにいくつかあることは、おそらく驚くべきことではないだろう。実際、それらの政府は、個人的自由

を社会の利益の範囲内に限定する法律を制定する傾向をもっている。逆に、個人の権利を主張することは、ときには社会を害するほどに個人の自由を増進させることがある。よく秩序づけられた社会は、独裁政治と無政府状態の間の均衡点を見出さなくてはならない。まさに世界人権宣言は、そのような中間的な基盤のための枠組みを提供するのである。

しかしながら、人権について定義し、それに磨きをかけてゆくプロセスは今も進行中である。世界人権宣言を創出した人々は、この世界にきわめて重要な文書を与えてくれた。しかしまた、私たちには、その作業を引き続き遂行してゆく責任が残されているのである。

注

(1) ハンプリーは日記に次のように記している。「カナダにおいてさえ、私の経験は次の通りであった。つまり、社会主義者たちは国内的な問題に心を奪われすぎていて、国際社会で起こっていることについて考えるエネルギーも時間も失ってしまった。このことは、フランク・スコットのような啓発された知的な人間にさえも当てはまる」と。J.P. Humphrey, *On the*

Edge of Greatness (Montreal: McGill University Libraries, 1996) Vol.2, p.263.

- (2) ルーズヴェルトはフランスとロシアの代表者のアドバースに反して「起草グループ」を組織したと述べている。(René Cassin, "La Déclaration universelle et la mise en oeuvre des droits de l'homme," *Receuil des Cours* LXXIX.2, 1951, p.273). 事実、ルーズヴェルトのほうは、人権委員会が、カサン自身が準備した決議案に基づいて「起草グループ」を結成した。(UN Human Rights Commission, *Summary Record of the Eleventh Meeting*, Document E/CN.4/SR.11, February 3, 1947). この決議は、一連の代表者も支持した。彼は、自国の政府の諮問の後にその支持を撤回したけれども、最初の草案の著者でもあるカサンの主張が、次の彼の論文にもみられる。"Quelques souvenirs sur la Déclaration universelle de 1948" *Revue de droit contemporain*, XV (1968) p.6 4-5. "How the Charter on Human Rights was born" *UNESCO Courier* XXI (January, 1968), p.4.
- (3) Document E/CN.4/1/3, June 4 1947.
- (4) UN Document E/CN.4/AC/1/ADD.1, June 4 1947.
- (5) René Cassin, "Quelques souvenirs sur la Déclaration universelle de 1948" *Revue de droit contemporain*, XV (1968) p.6.
- (6) United Nations, *Commissions on Human Rights*.

Drafting Committee, First Session, Report, (Document E/CN.4/21 July 1, 1947) 「事務局によるアウトライン」はこの報告書の「補遺A」であり、カサンの草稿は「補遺D」であった。この報告書は、この点についての起草の過程の全史をカバーしている。

- (7) たとえば次の報告書を参照せよ。The report of American Bar Association President Frank Holman's speech to the California State Bar Association in the *New York Times*, September 18, 1948, p.4. ホルマンは、国連の人権プログラムは「アメリカ合衆国に、共產主義ではないにせよ国家社会主義を打ち立てようとする企てであった」と述べている。注(6)も参照せよ。American Academy of Political and Social Sciences, *Annals*, Vol.255 (1948) p.21 を参照せよ。
- (8) アメリカ弁護士協会会長であったフランク・ホルマンは、ハンフリーの意見に基づく世界人権宣言を批判した最初の人物であった(注(7)を参照せよ)が、決して最後の批判者ではなかった。一九六二年になってもまだ、アメリカ大統領候補バリー・ゴールドウォーター (Barry Goldwater) がその問題を繰り返していった。Barry Goldwater, *Why Not Victory?* (N.Y. McGraw-Hill, 1962) p.102 を参照せよ。
- (10) 「ボコタ宣言」よりも知られる *The Inter American Treaty on Pacific Settlement* (1948) は、「人の権利および義務に関する米州宣言」を収めている。第三委員

会でのラテン・アメリカ諸国の代表者たちは、世界人権宣言が「ボコタ宣言」にもとづくことを望んでいた。

- (11) John P. Humphrey, *Human Rights and the United Nations: A Great Adventure* (Dobbs Ferry, N.Y.: Transnational Publishers, 1984) p.43.
- (12) 注(7)を引用。
- (13) J.P. Humphrey, *On the Edge of Greatness* (Montreal: McGill University Libraries, 1994) Vol.1, p.89.
- (14) American Bar Association, *Journal* Vol.34 (October, 1948), pp.881-885.
- (15) Humphrey, *On the Edge of Greatness*, Vol.1, p.99.
- (16) この手紙の全部の内容は、カナダで世界人権宣言が直面した諸問題をめぐるために十分な説明は、次の論文にみられる。J.J. Hobbins, "Eleanor Roosevelt, John Humphrey and Canadian opposition to the Universal Declaration of Human Rights", *International Journal of Law* (Spring 1998) pp.325-342.
- (17) こうした見解につづいてのいくつかの確証は、一九九八年秋に出版される予定のウィリアム・シャバス (William Schabas) の論文 "Canada and the Adoption of the Universal Declaration of Human Rights" に示されることになっている。これは、カナダ国立公文書館の政府文書に基づいた、かなり詳細な学問的な論稿である。残念ながら私は、この論文が完成されるまでそれ

について知ることはできない。シャバスは、その論文の中で、カナダ政府の反対は能動的であると同時に受動的であったと結論づけている。すなわち、「カナダ政府、とくに外務省は、手続き上の議論の背後にある世界人権宣言への実質的な反対を隠すことによって、国内世論と国際世論の両方を欺いたのである。世界人権宣言の特殊な規定への公然とした敵意の他にも、強い冷淡さがあった」と述べている。シャバスの研究は、総理大臣のセント・ローレントとその内閣が、意識的な政策として「世界人権宣言」の採択を遅らせようとし、ジョン・ハケットがカナダ代表の立場を十分に知らせにつけたことを証明した。

(アラン・J・ホビンス／歴史家・マギル大学図書館副館長)
(訳・くりはらとしえ／東洋哲学研究所研究員)